主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は、弁護人小林健治作成名義の控訴趣意書(一)、(二)および 弁護人水田耕一、同三戸岡耕二共同作成名義の控訴趣意書に記載されているとおり であり、これに対する答弁は、検察官宮代力作成名義の答弁書に記載されていると おりであるから、これらを引用し、これに対し次のとおり判断する。

弁護人小林健治の控訴趣意第一の二および弁護人水田耕一外一名の控訴趣意第二 点中理由不備の主張について

所論は、要するに、原判決は、自社製の二級清酒を詰めたびんに特級清酒の表示証を貼布した行為を、内容、品質につき誤認を生ぜしめる虚偽の表示であるとして、不正競争防止法第五条第一号に該当するとしたが、右二級清酒の品質や特級清酒の内容、品質を具体的に判示せず、右両者間に如何なる差異があり、その結果如何なる誤認を生ぜしめることになるかにつき何ら判示するところがないから、この点において原判決には理由不備の違法がある。というのである。

点において原判決には理由不備の違法がある、というのである。 しかし、原判決は、本件清酒の内容、品質についが二級酒であることもいる。 しかし、原判決は、本件清酒の内容、品質に清酒特級の表示証を貼布にとを認定判示しているものであつて、後に説示するように、酒税法の規定優良い、二級の表示証を貼布すべき本件清酒に、本来酒類審議会の審査を受け品質を見なものとして特級の認定を受けた清酒に貼布すべき清酒特級の表示証を貼布す優良であるとして特級の認定を受けた清酒に貼布すべき清酒特級の表示証を貼布す優良であるとは、本件清酒が、清酒特級であり、かつ、酒類認せしめるものであり、品質によるびん詰清酒に、その品質、内容につき誤認を生ぜしめる虚偽の表示をしるびん詰清酒に、その品質、内容につき誤認を生ぜしめる虚偽の表示をしたないとは、所論のような理由不備の違法はないとければならない。論旨は理由がない。

弁護人小林健治の控訴趣意第一点、第三点(法令適用の誤ないし理由不備の主張)について

所論は、要するに、不正競争防止法第五条第一号は、同条第二号、第三号と異なり、不正競争の目的を以てすることを要しないとされており、もつぱら消費者をの法さるための立法として、不当に一般消費者を誘引しようとする商品の表示、の利益に、を禁止するものと解せられるから、その広告、表示をするにつき、不正の利益に、「二級清酒に、その内容、品質と異なる清酒特級の表示証を貼布して、これをあたかも特級清酒であるかのように装つて移出販売しようと企て……トルびん詰二級清酒合計一万六千四百九十四本に清酒特級の表示証を貼布し」と認定をあたいる。
第2年代ものであり、理由不備の違法があるというのである。

の認定を欠くものであり、理由不備の違法があるというのである。 〈要旨第一〉よつて案ずるに、不正競争防止法第五条第一号が、同条第二号、第三号と異なり不正競争の目的を要件とし〈/要旨第一〉でいないことは、所論の指摘するとおりであるけれども、同号の行為は、競業の公正と秩序の破壊行為としてとが顕著であり、公衆の利益もに反倫理性が強く、公序良俗、信義衡平に反することが顕著であり、公衆の利益ものと解するのと解するのもは、これを根拠としてものと解するのと解するための立法となし、同号の罪の成立をは、その表示、広告をするにつき、不正の利得を得ようとする目的、意図の存在することを必要とするものと解することはできない。ひうきよう、論旨は独自の見解であつて採用することはできず、原判決には所論のような法令適用の誤ない理由不備の違法は認められないから、この点についての論旨は理由がない。

弁護人水田耕一外一名の控訴趣意第一点(法令適用の誤ないし理由不備の主張) について

所論は、要するに、不正競争防止法第五条第一号が不正競争行為として禁止しようとしているのは、広告その他の公衆の知り得べき手段、方法をもつて公衆を誤認に導くおそれのある表示の使用であり、商品にかかる表示をすることが禁止されるのも、通常の場合商品に公衆性があり、その表示が一種の広告的作用を営むからに外ならない。したがつて、同号による虚偽表示の禁止は、公衆に向つて虚偽表示をなし、それにより公衆を誤認に導き、もつて自己の商品に不正に公衆を誘引しようとする行為を処罰しようとするものであるということができるから、同号は、行為

弁護人小林健治の控訴趣意第二点(事実誤認の主張)および弁護人水田耕一外一名の控訴趣意第二点中事実誤認ないし法令適用の誤の主張について

がない。

き同号を適用処断した原判決には、法令の解釈適用の誤または理由不備の違法はな く、論旨は、ひつきよう独自の見解であつて採用することはできない。論旨は理由

所論は、要するに、原判決は、びん詰二級清酒に清酒特級の表示証を貼布し、商品であるびん詰清酒にその内容、品質につき誤認を生ぜしめる虚偽の表示をしたと認定したけれども、もともと清酒の級別制度は、酒税法上徴税の便宜のため設けられたものであつて消費者保護の目的を有しないものであり、同法第五条第一項によれたものであるとは、法法では、特別に反照され、同法権行会第一人条は、法法の規模 り清酒は、特級、一級および二級に区別され、同法施行令第一一条は、清酒の規格 につき、特級は品質が優良であるもの、一級は品質が佳良であるもの、二級は右特 級および一級に該当しないものと規定しているから、二級の中には級別の審査を自 発的に受けないものも含まれており、しかも右規格に該当するかどうかは、同法第 五条第四項、第五項により中央酒類審議会または地方酒類審議会の審査したところ により国税庁長官または国税局長が認定するものと定められているけれども、右審 査は、国税庁の鑑定官を含む数人の審査員のいわゆる聞き酒などの方法により味、香、色などの面から審査する官能検査であるから、必ずしもその審査の結果には全 幅の信頼を措き難いものがあるうえ、原酒は、級別の審査認定を受けたのち濾過、 火入れ、補酸、除酸、混合、割水等の工程を経てびん詰めされるので、その間品質 の変化が生ずること、清酒の級別審査は、貯蔵タンクごとに少量の試料について行 なわれ、右試料は、入念な炉過を行ない出品されるので、その出品技術の巧拙により級別の認否が左右される実情にあることなどを考えると、清酒の級別の認定表示は、商品の客観的品質ないし内容を保証し、表示する機能を有するとはいえず、一 東京国税局間税部鑑定官室大蔵技官B、C作成の昭和四五年三月一三日付試験 成績と題する書面によれば、本件清酒のうち、一二月二二日移出にかかる「D」は、アルコール分が一六・一度、エキス分が七・一九—これを原エキスに換算する と三二・七以上となる一であり、また、一二月二四日および二七日移出にかかる 「E」は、アルコール分一六度、エキス分が五・九〇―これを原エキスに換算する と三一・四となる―であつて、いずれも現行の酒税法施行令により政正される以前 の旧施行令第一〇条により定められた清酒特級の成分規格であるアルコール分一六 度以上、原エキス分三〇度以上の数値に適合しており、右成分規格は、現在においても各酒造業者により特級酒の基準として踏襲されているところであるから、本件 各清酒は、いずれも科学的にいつて特級酒としての品質を備えていることは明らか であり、そのうえ、右Dは、もともと輸出用に造つた自家用酒ともいうべき優良酒 「E」は、「F」の名で特別二級酒として売出すため純粋な米だけから取 つた酒をベスにして造つた優良酒であるから、これに清酒特級の表示証を貼布して も、品質につき虚偽の表示をしたことにはならない筋合であり、しかも、被告人会

社は、当時特級の在庫を四万五〇〇〇本程有しており、そのうち二万本程度の受注を見込んでいたところ、一二月半ばに直接消費者からの注文が殺倒し結局一〇万本位になつたが、被告人会社では当時直売方式を採つていて、直接消費者から前金で代金を預つたりしていて内容を変更することは困難であり、特級の審査を受ける機会もないところから、切羽詰つて、級別の審査を受けずしたがつて特級の認定を受けていない酒に特級の表示証を貼布して移出したものであり、後で利益の中から金銭的なものは還元する積りであつて不正の利得を得ようとする目的はなかつた。それ故、本件につき不正競争防止法第五条第一号違反の事実を認定した原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実の誤認または法令の解釈適用の誤がある、というのである。

定を受け得なかつたことが認められ、このような実績に照らすと、本件清酒が、被告人会社の自信のある優良酒であつたとしても、法定の審査にかけた場合、果して 所期のとおり特級の認定を受け得たかどうか疑いがないわけではないといわざるを 得ないのである。

〈要旨第三〉清酒の級別の認定は、このような酒造業者の推す優良酒に対して、徴 税の便宜をもかねてその格付けを行な</要旨第三>うものであり、その格付け自体お よび格付けの方法等に異論のあり得ることは、所論の指摘するとおりであるけれども、現行制度上清酒の級別制度が行なわれており、一般公衆が右級別の審査、認 表示等に即応して清酒の銘柄とその級別を指定してこれを注文し購入している 現在の取引の実態や慣行のもとにおいては、級別の認定を受けていない清酒を詰め たびんに清酒特級の表示証を貼布することは、たとえそれが所論の主張するような 優良酒であるとしても、右級別制度上本来二級酒であるべきものを特級酒と偽るも ので、商品の内容につき誤認を生ぜしめるものであり、また品質については、もと もと公式の酒類審議会の審査を受け、品質が優良なものとして特級の認定を受けたものでない清酒を、正式に特級の認定を受けた品質優良な清酒であると誤認せしめ るものであることは明らかであるから、被告人Aが、被告人会社の業務に関し、同社制法にかれる。 社製造にかかる一・ハリツトルびん詰二級清酒七五〇本、一万三五本および五七〇 九本に清酒特級の表示証を貼布した本件所為は、不正競争防止法第五条第一号所定 の「商品にその品質内容……につき誤認を生ぜしめる虚偽の表示を為したるもの」 に該当するものといわなければならない。なお、所論は、同被告人において不正に 利得をする目的がなかつた旨主張するけれども、右の主観的目的の存否は、同号の 罪の成否に影響を及ぼすものでないことは、前に説明したとおりである。 それ故、原判決には所論のような事実誤認ないし法令適用の誤はなく、論旨はい

ずれも理由がない。

よつて、刑事訴訟法第三九六条により本件控訴を棄却することとして、主文のと おり判決する。

(裁判長裁判官 吉川由己夫 裁判官 瀬下貞吉 裁判官 竹田央)